

我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に関する資料

1 保険税率改定（案）の内容

被保険者に係る賦課額の保険税率を次のとおりとします。なお、保険税率改定（案）については、千葉県が示す標準保険料率を参考にしています。

賦課区分	賦課項目	税率・税額		
		現行	改定(案)	引上額等
医療保険分	所得割	7.25%	据置	—
	均等割	18,000 円	21,200 円	3,200 円
	平等割	18,600 円	22,300 円	3,700 円
後期高齢者 支援金分	所得割	3.91%	3.85%	△0.06%
	均等割	9,600 円	10,500 円	900 円
介護保険分	所得割	1.75%	据置	—
	均等割	15,200 円	据置	—

【保険税の応益割（均等割及び平等割）の軽減措置】

- ① 低所得世帯に対しては、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減措置（7割軽減、5割軽減又は2割軽減）を行います。
- ② 未就学児(小学校入学前の児童)に関する軽減措置としては、①の低所得世帯に係る軽減措置が適用されない世帯に属する未就学児については、均等割額を5割軽減し、低所得世帯に係る軽減措置が適用される世帯に属する未就学児については、軽減措置適用後の均等割額を5割軽減します。

2 千葉県が示す標準保険料率の推移

確定係数による標準保険料率。なお、令和6年度は仮係数による標準保険料率。

賦課区分	賦課項目	標準保険料率			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
医療保険分	所得割	6.89%	7.19%	7.57%	7.78%
	均等割	18,400 円	19,309 円	20,450 円	21,144 円
	平等割	19,054 円	19,155 円	20,807 円	22,296 円
後期高齢者 支援金分	所得割	3.02%	3.17%	3.85%	3.90%
	均等割	6,838 円	7,740 円	9,446 円	10,471 円
介護保険分	所得割	2.25%	2.23%	2.10%	1.99%
	均等割	19,225 円	19,699 円	18,887 円	17,849 円